

## 東灘区西部街路樹管理業務委託仕様書

### I 総則

#### 1. 業務目的

本業務は、別添位置図に示す区域内において、本市が管理する街路樹及び緑地帯等を安全で美しい状態に保つことを目的とする。

#### 2. 業務名称

東灘区西部街路樹管理業務委託

#### 3. 業務場所

東灘区内（石屋川～住吉川間及び六甲アイランド）の街路樹及び緑地帯等  
※別紙1「位置図」参照

#### 4. 業務内容

東灘区内の街路樹、緑地帯等を良好に維持するために、数量表によらず必要な管理作業等を自主的に判断し、本市の承諾により適正に実施する。

（作業内容）

高木剪定作業、松剪定作業、中低木剪定作業、草刈作業、抜根除草作業、病虫害駆除作業、灌水作業、道路美化、点検業務 等

#### 5. 業務委託の期間

業務委託期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

#### 6. 仕様書の適用

本仕様書は、「東灘区西部街路樹管理業務委託仕様書」を実施するためのものである。仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合、その都度、本市と受託者が協議の上、業務を実施するものとする。

#### 7. 法令の遵守

業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。

#### 8. 業務計画書の作成

受託者は、契約締結後すみやかに業務計画書を作成し、本市に提出しなければならない。また、業務実施期間中は進捗状況等を定期的に報告する。なお、その内容を変更しようとする時は協議とする。業務計画書には、次の事項を記載するものとする。

（1）業務概要

- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務実施体制
- (5) 打合せ計画書
- (6) 緊急連絡先
- (7) 勤務時間外連絡先
- (8) その他必要とするもの

## 9. 業務報告書

受託者は、業務の実施状況等について、四半期ごとに四半期報告書を本市へ提出することとする。また、本市が業務の実施状況等の報告を求めたときは随時報告することとする。

四半期報告書には、次の事項を記載し、仕様書や企画提案内容の進捗およびその効果をわかりやすくまとめること。

- (1) 業務実施概要
- (2) 業務実施工程
- (3) 安全管理の取り組み
- (4) 通常業務の結果報告
- (5) 点検業務の結果報告
- (6) 企画提案内容の取り組み状況・報告
- (7) その他業務上工夫した点、課題解決に向けた取り組み等
- (8) 指示書・打合簿等の指示事項の記録及び対応報告

## 10. 個人情報・機密の保持

受託者は、業務上知り得た個人情報及び機密を他に漏らしてはならない。

## II 業務内容

### 1. 基本方針

- ・受託者は「街路樹の機能向上や地域の価値向上」の達成に向けて、区域内の街路樹・緑地帯等を良好に維持するため、業務場所の樹木の生育状況や周辺施設・環境等を参考に、必要な作業を自主的に判断し、本市の承諾により適切に実施すること。
- ・業務に関しては数量表によらず受託者の自主的判断及び監督員の指示等によって、街路樹及び緑地帯等の良好な維持のため積極的に業務を履行することとする。
- ・緑地帯の管理は、低木の生長や雑草の伸び具合、交通安全などの観点から優先順位を考え、計画的に効率良く、かつ業務場所の中でバランスよく実施すること。
- ・周辺の施設や歩道の利用状況を考慮しつつ景観や美観に配慮し、市民の快適な空間の創出を図ること。
- ・災害時の倒木や立ち枯れ等による通行人等の危険性を減らすため、これらを事前に発見するように努めること。

### 2. 街路樹管理作業

街路樹は風格あるまちなみ景観を形成する重要な構成要素である。樹種ごとの特徴を活かしながらか剪定を行い、道路空間の利用や景観に配慮した質の高い管理を行うこと。

## (1) 高木剪定作業

### ①基本剪定

- ・街路樹の樹形を整え、健全な育成を行うとともに良好な都市景観を形成しつつ、周辺環境に適応した状態に維持管理することを目的とする。
- ・剪定は「剪定方法に関する資料」を踏まえて実施すること。

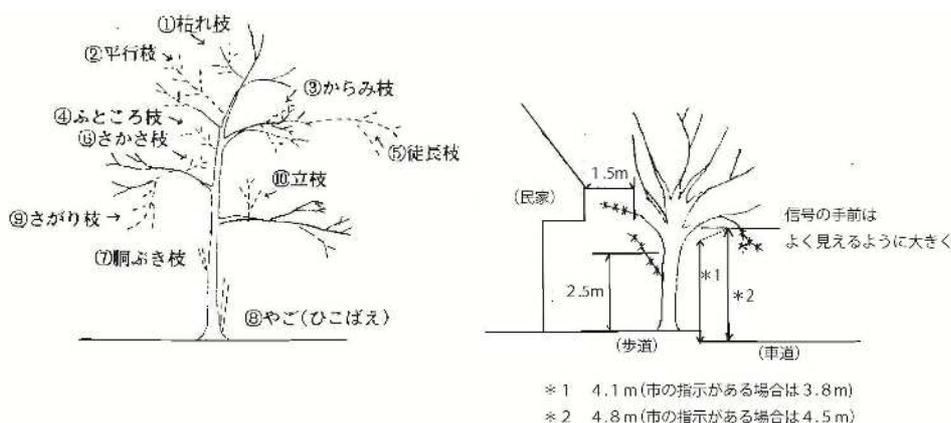
「剪定方法に関する資料」は下記に掲載している。

神戸市 HP ホーム > まちづくり > 公園 > 各種資料・申請書類

URL:<https://www.city.kobe.lg.jp/a10019/kurashi/machizukuri/park/shiryou/index.html>

- ・路線・樹種・季節及び樹齢によって剪定の程度・方法が異なるため、作業着手前に路線ごとに試し切りを行い、本市の承諾を得てから本作業に着手すること。
- ・落葉樹は、紅葉の状況をよく観察し、作業開始時期を本市と協議すること。
- ・樹姿・樹形・樹冠の仕立ては自然樹形を原則とする。
- ・樹高・枝張り・枝密度を調整すること。
- ・建築限界内（車道部：道路面より 4.8m（市から指示がある場合は 4.5m）、路肩部：4.1m（市から指示がある場合は 3.8m）、歩道部：歩道面より 2.5m）の下枝については、樹木主幹部の付け根から切り落とすこと。
- ・生育上の不要枝（やご・胴吹き枝・さがり枝・立ち枝・さかさ枝・からみ枝・徒長枝・平行枝等）を除去すること。
- ・作業中は歩行者に対しお知らせ看板を設置すること。
- ・街路樹を良好に保つための剪定計画及び方法について本市に提案すること。提案にあたっては、「街路樹再整備方針」の中の P11「再整備方針 2 風格あるまちなみ景観の形成 ①適正な剪定管理」を参考にすること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/documents/26/saiseibihonpen.pdf>



- \*1 4.1m (市の指示がある場合は 3.8m)
- \*2 4.8m (市の指示がある場合は 4.5m)

お知らせ看板の表示例



#### ア. 冬期剪定（骨格剪定）

- ・樹木の樹形（骨格）を整えるための剪定。主として切り詰め、切り返し、枝抜き剪定を行うこと。

#### イ. 夏期剪定（枝抜き剪定等）

- ・樹冠内に陽光や風を入れて、蒸れによる枝葉障害の防止や、台風による倒伏を防ぐための剪定。主として枝抜き、枝すかし剪定を行うこと。

## ②障害枝剪定

### ア. 障害枝剪定

民家障害、交通障害、照明障害等となっている枝を剪定すること。

- ・民家障害：民地内へ侵入または接近しすぎている枝、通風、採光の妨げとなる枝を除去すること。
- ・交通障害：歩行者、自動車などの車両の通行障害、信号や交通標識等の視認の妨げとなる建築限界内の下枝については、樹木主幹部の付け根から切り落とすこと。やご・胴吹き枝を除去すること。
- ・照明障害：照明の妨げとなる枝を除去すること。
- ・架線障害：架線の障害となる枝を除去すること。  
(高圧線・変圧器から2 m程度離す)
- ・危険枝：キズ・枯損により危険のある枝を除去すること。

### イ. 胴吹除去

- ・胴吹き枝およびやごを除去すること。

## ③共通事項

- ・作業により発生した落葉・小枝・切りくず等は、丁寧に掃き集めて清掃すること。
- ・剪定跡は必要に応じて防腐剤等で保護すること。

## ④剪定枝の処分

ア. 作業により発生した剪定枝・撤去木等の処分は、市内の神戸市許可一般廃棄物処分業者が運営する施設（別紙2「神戸市許可一般廃棄物処分業者一覧（木くず処理関係）」参照）にて処分すること。

イ. 上記①の施設で処分が困難な場合は、クリーンセンター等にて処分すること。

## (2) 松剪定作業

- ・例年管理されている松に対して、“もみ上げ”を行う。
- ・もみ上げは今年生えた松葉を1枝に5～6葉残して他の葉をもぎとることとする。
- ・松剪定は込みすぎた枝や枯枝を整理し全体の樹形を整えた後、徒長枝を切りつめて葉群の形を整え、小枝の絡み・重なりが無いようまんべんなく日が当たるようにすること。将来にわたって雄姿となるよう十分に考慮し、樹形を整えること。
- ・作業着手前に試し切りを行い、本市の承諾により作業に着手すること。

## (3) 中低木剪定作業

- ・緑地帯内の中低木の樹形を整え、枯枝及び徒長枝を剪定する。
- ・低木の刈込高は車道舗装面より **90 c m以下** を標準とするが、視距の確保が必要である部分（中央分離帯開口部及び横断歩道周辺）の区域では、車道舗装面より **50 c m以下** とする。
- ・交通影響部分にあつては歩行者及び車両からの視距が確保できるように留意すること。

## (4) 草刈作業

- ・緑地帯内等の雑草を根際から刈り取り、刈草を残さないように清掃する。
- ・刈払機使用の際に低木や高木の幹などを傷めないよう十分に注意して作業すること。

(5) 抜根除草作業

- ・緑地帯内及び植樹帯内の雑草や実生木を根から抜き取り、あわせて根元に生えているひこばえ等を切除する。
- ・芝生等その他の有用植物を傷めないよう十分に注意して作業すること。
- ・植樹帯内の除草の際には、植樹外周の目地部についても除草すること。
- ・あわせて、縁石・街渠部等の目地から生えている雑草を除去し、街路樹の植栽管理と一体的に行うことで、景観の向上に努めること。

(6) 植樹帯通行障害枝刈込

- ・植樹帯(キョウチクトウ等)の高さ・樹形を整え、枯枝及び徒長枝を剪定すること。

(7) 病虫害駆除作業

- ・受託者は、病虫害の発生する時期に病虫害調査を行い、発見した場合は本市に報告し早期処置に努めること。
- ・駆除作業は、薬剤散布者及び作業補助者で構成し、最低2名以上の体制とする。
- ・散布にあたっては、作業を行う2～3日前までにビラを配布する等、周辺住民に周知徹底を図り、第三者の商品、洗濯物、飼育動物、池の中の魚などに被害を及ぼさないように行うこと。また、散布の影響がある駐車車両、洗濯物がある場合は散布を中止すること。
- ・散布前には携帯マイク等にて周辺にアナウンスをして、付近住民に対して周知を図ること。
- ・散布する場所に通行人等が近寄る恐れのある場合は、散布作業中及び薬剤が乾くまでの間は、見張り役を置く又はセーフティコーン等の保安施設を風で容易に転倒しないよう設置して立ち入り防止対策を行うこと。
- ・作業にあたっては、現場条件に応じて交通誘導警備員を配置し、安全管理を徹底すること。
- ・薬剤散布後、付近に落下した害虫等は、清掃し除去すること。

(8) 灌水作業

- ・主に夏場の渇水期に新植木や移植木、ヒラドツツジなど灌水が必要となる樹木に対し、必要に応じて散水車や人力により灌水を行う。
- ・灌水用の水は、本市が指定する箇所(主な取水箇所：東水環境センター)の砂ろ過水を使用できるが、安全衛生上の使用制限があるため、取水施設からの指示に従うこと。
- ・作業時間については暑い日中を避け、早朝及び夕方の時間に灌水するよう努めること。
- ・通行車両・歩行者の通行を妨げないよう、注意して作業を行い、原則として歩道上には作業車両を乗り入れないこと。

(9) 道路美化(目地の草刈り)

- ・別紙1「位置図」に示す路線を対象に縁石や隣接地境界部の目地等から生えている雑草の草刈りを行うこと。刈り取った草は、放置することなく作業車にて処分すること。
- ・特に「14 渦ヶ森」については、河川敷から路肩に伸びてくる雑草・障害枝や、赤塚橋交差点の北側に位置する道路擁壁(ブロック積)に生える雑草の刈り取りを行うこと。

#### (10) 特定外来生物への対応

- ・特定外来生物のオオキンケイギクについては、別添を参考に除草・草刈作業の中で除去すること。草刈の対象地の場合であっても、抜根にて除去するよう努めること。また、繁殖しないよう種子がこぼれ落ちる前に除去するよう努めること。
- ・特定外来生物のアルゼンチンアリについては、別添を参考に他地域へ拡散させないように注意して作業にあたること。なお、業務場所以外で発生している場合や、広範囲に発生している場合は市に報告すること。
- ・特定外来生物のクビアカツヤカミキリ・ツヤハダゴマダラカミキリについては、別添を参考に業務場所等で発生の疑い（成虫の発見やフラス等の幼虫の痕跡など）を確認した場合はすみやかに市に報告すること。

#### (11) その他

- ・本市に寄せられた市民要望に対しては、本市と協議の上で作業計画の中で適切かつ効率的に対処すること。
- ・作業で発生する刈込枝や刈草、落葉等のごみについては、本市環境局の定める事業系ごみの排出区分に従い、適正に処分すること。
- ・特定外来生物のオオキンケイギクについては、除草・草刈作業の中で除去すること。草刈の対象地の場合であっても、抜根にて除去するよう努めること。また、繁殖しないよう種子がこぼれ落ちる前に除去するよう努めること。
- ・月間予定表を前月 25 日までに提出すること。また、毎月 5 日までに前月の月間実績表を提出し報告すること。
- ・原則として、官公庁の休日または夜間に作業を行わないこと。やむを得ず作業を行う場合は、本市の承諾を得ること。

### 3. 点検業務

- (1) 受託者は、区域内の街路樹が安全で快適な環境を維持できるよう、雑草の繁茂や低木の徒長、胴吹きや病害虫の発生状況等について、計画的に点検を行うこと。
- (2) 点検結果に基づき、優先される場所や必要とされる作業の把握を行い、作業に反映すること。
- (3) 点検によって枝折れや半倒木、腐朽木等を発見した場合は、速やかに本市に報告するとともに、緊急に対応を要する場合はその場で復旧を行い、後日対応する場合でもカラーコーン等で安全確保を行うこと。
- (4) 街路樹の管理については、街路樹再整備方針(平成 29 年 4 月策定)において、道路空間や周辺環境に応じた街路樹の適正化を進めていくとしている。これらの視点から具体的な場所の改善提案を毎年少なくとも各年度末までに行うこと。特に、交差点や横断歩道付近等で視距障害となっている街路樹を発見した場合は、撤去等の改善提案を行うこと。

### 4. 業務責任者

- (1) 受託者は、本業務の履行にかかる業務責任者を選任し、その氏名連絡先その他必要な事項を書面により本市に通知しなければならない。これらを変更した場合も同様とする。

- (2) 業務責任者とは本業務の履行に係る責任者であり、本業務を統括し、その運営、取締、作業に関する一切の事項の処理を行うものとする。
- (3) 業務責任者は、本市との連絡を密にし、本作業に係る履行管理、人員の配置等の履行体制の報告等を、原則として、書面をもって行うものとする。
- (4) 業務責任者は毎作業日について、安全管理状況も含めた作業の履行状況を確認すること。
- (5) 本市は業務責任者が業務を適正に行っていないとき、その他必要と認めるときは、業務責任者の交代等その理由を明示した文書により必要な措置をとるべきことを請求できる。
- (6) 本市が受託者に対し本業務に関する指示を行うときは、急を要する場合を除くほか、原則として業務責任者に対して行うものとする。

## 5. 設備等の使用

- ・受託者は業務の履行のために使用する設備、工器具類、消耗品等を受託者の責任と費用負担により調達しなければならない。

## 6. 提出書類

本作業について必要な書類は、別紙3「提出書類一覧表」のとおりとする。

## 7. 安全管理

- (1) 受託者は作業にあたっては、事故防止・安全管理に充分注意し、現場条件に応じて交通誘導員や必要な工事標示板・セーフティーコーン・セーフティーバー等の保安施設を設置し、安全管理を徹底すること。なお、これらの保安施設には風で転倒しないよう重石を設置するなど、対策を講ずること。保安施設等は「神戸市土木請負工事必携」の「道路工事現場における保安施設等の設置基準」に基づくこととし、「保安施設等の設置、交通誘導員の配置方法」を参考に道路使用許可申請（警察協議）をおこない、必要な保安施設等の設置を行うこと。なお、道路形状等により「保安施設等の設置、交通誘導員の配置方法」によることが困難な場合は監督員と協議の上、十分な安全管理を行うこと。

「保安施設等の設置、交通誘導員の配置方法」は下記に掲載している。

神戸市 HP ホーム > まちづくり > 公園 > 各種資料・申請書類

URL:<https://www.city.kobe.lg.jp/a10019/kurashi/machizukuri/park/shiryou/index.html>

- (2) 「交通誘導警備員」とは、警備業者の作業員で、交通整理、作業車の誘導等の作業に従事する者をいう。また「交通誘導員」とは、「交通誘導警備員」に加え、受託者の作業員で、交通整理、作業車の誘導等の作業に従事する者をいう。

\*兵庫県公安委員会告示で検定合格警備員の配置が必要と定められた路線（県公安委員会指定路線）については、『路線警備員等の検定に関する規制（平成十七年十一月十八日国家公安委員会規制二十号）に基づく交通誘導警備員検定合格者（1級または2級）』を規制箇所ごとに1名以上配置するものとする。

〈交通誘導員の配置区分〉

作業場所	配置する交通誘導員の種類	最低配置数
県公安委員会指定路線	交通誘導警備員 A (交通誘導警備検定合格 1 級 又は 2 級の警備業者作業員)	規制箇所ごとに 1 名
上記以外	任意	「保安施設等の設置、交通誘導員の配置方法」を参考におこなう 警察協議結果に従う

- (3) 刈払機等を使用する際は、小石の撥ねなどが考えられるため、原則、防護シートを設置し、歩行者や車・隣接施設などに影響がないよう十分な安全対策を行うこと。また、通行の多いときは作業を停止するなど、安全管理には万全を期すこと。
- (4) 歩行者及び周辺住民・沿道店舗等に迷惑を及ぼさないよう十分配慮すること。必要に応じて作業前の声かけなどの周知を行うこと。
- (5) 作業員の事故を防止するために必要な服装や装備等を着用すること。特に高所作業においては現場状況に応じて墜落制止用器具等の必要な措置を講じること。
- (6) やむを得ず歩道に車両を乗り上げて作業を行う場合は、警察協議の上、舗装面を養生すること。
- (7) 安全管理に関する自主管理内容を確認するために様式 2 「安全管理点検表」を作成し、これにより定期的に点検を行うこと。
- (8) 受託者は「神戸市土木請負工事必携（令和 6 年 1 0 月）」に定めるとおり、安全訓練等を実施すること。
- (9) 労働安全衛生法等関連法令に基づく必要な措置を常に講じること。
- (10) 高所作業車上で剪定した枝葉は、不用意な落下事故を防ぐため、ゴンドラ内への回収や、ロープ等での吊り下ろし、地上の作業員への手渡しなどの方法により、安全確保を確実に行って地上に下ろすこと。
- (11) 架空線（高圧線・通信線等）の影響により作業の安全性が確保できない際には、本市に報告のうえ架空線の所有者との立会を行い必要な措置を講じ、作業の安全を徹底すること。
- (12) 道路使用許可等の関係官公庁への必要な手続きは、受託者がその責任において遅滞なく行うこと。

## 8. 業務の引き継ぎについて

- (1) 本業務の受託者となることが決定した後速やかに（2 週間以内）、契約の準備として、前年度の業務受託者との間で業務を円滑に引継ぐこと。
- (2) 同様に、次年度契約の受託者に引継ぐにあたっては業務引継書を作成し、次年度契約の受託者が決定した後速やかに（2 週間以内）、3 年間の業務実施内容や方針について十分な引継ぎを実施すること。
- (3) 業務引継の実施後は速やかに、(2) の業務引継書に引継実施日時、それぞれの会社名および業務責任者名を記載のうえ、本市に提出してその内容を報告すること。

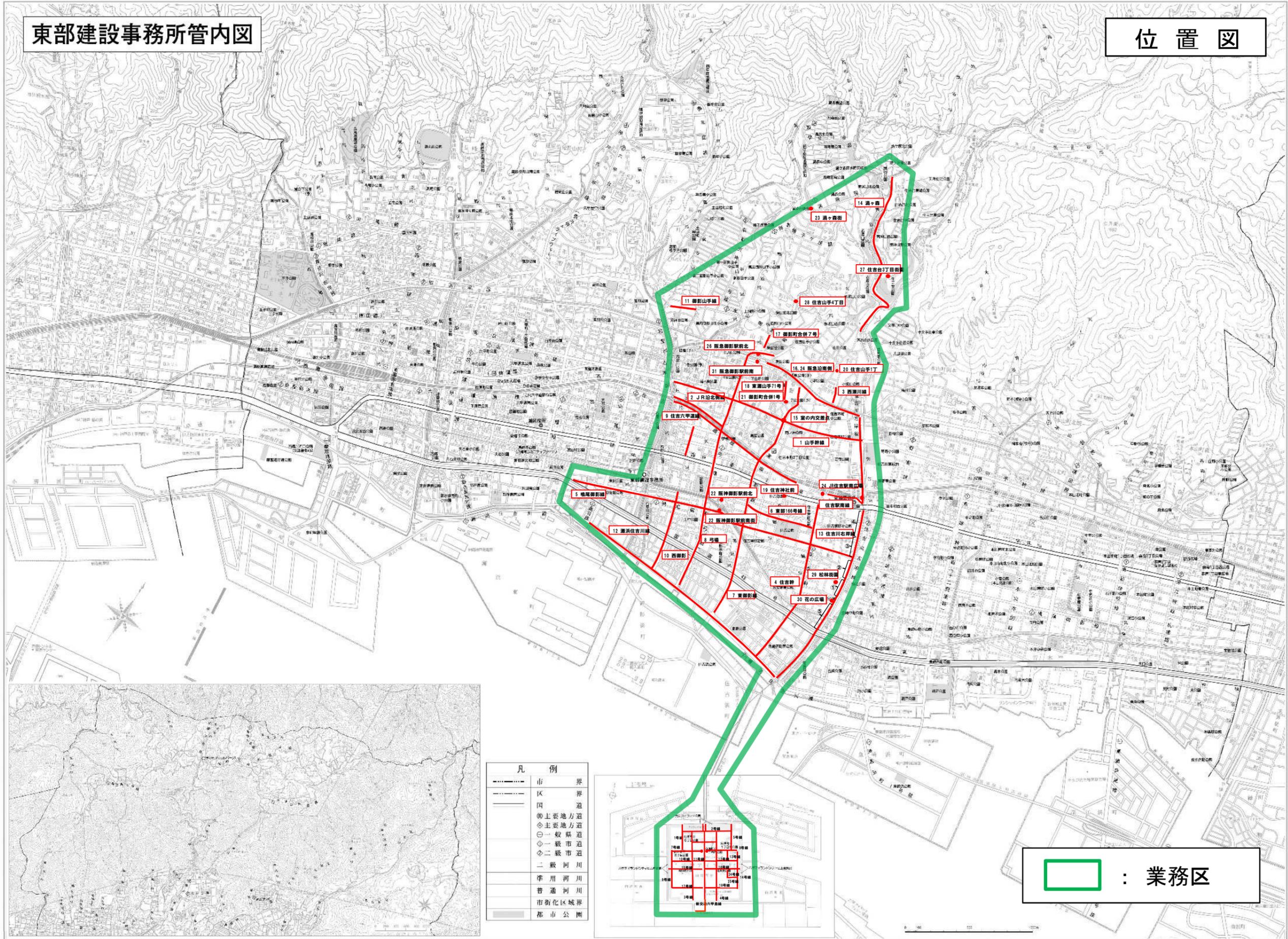
## 9. その他

- (1) 本市（東部建設事務所）が開催する請負作業連絡会議に出席すること。
- (2) 受託者は作業に関して第三者から交渉のあったとき、あるいは交渉を要するときは、事前に本市に報告し、その指示に従うこと。
- (3) 事故の発生、及び第三者に対して損害を及ぼした場合は、速やかに本市に報告するとともに、受託者の責任において解決すること。また、関係諸機関への連絡、通報、応急措置を行うこと。
- (4) 本調達にかかる令和7年度一般会計予算が成立しない場合は、契約を締結しないことがある。

（令和6年12月作成）

# 東部建設事務所管内図

# 位置図



凡 例	
—	市 界
---	区 界
—	国 道
◎	主要地方道
○	一般県道
◇	一級市道
◇	二級市道
—	二級河川
—	準用河川
—	普通河川
—	市新化区域界
■	都市公園

: 業務区

## 神戸市許可一般廃棄物処分業者 一覧（木くず処理関連）

## 1. 施設の概要

	藤定運輸(株)	大栄環境(株)	(株)萩原林業
施設名称	藤定運輸株式会社	六甲リサイクルセンター	神戸ウッドリサイクルセンター
施設所在地	兵庫区遠矢浜町5-8	東灘区向洋町東2丁目 2-2	西区見津が丘6丁目 1-2
受入時間	8:00~17:00	8:00~17:00	8:30~16:30
休業日	日曜日	日曜日	日曜日・祝日、 第2・第4土曜日
搬入の事前 連絡	なし	なし	前日17:00までに(株) 萩原林業（電話 078-922-6886）へ電話 連絡。
その他		事前に「一般廃棄物処分 業務委託契約」の締結が 必要。	
受入金額	11円/kg（税別）	11円/kg（税別）	11円/kg（税別）
支払い方法	現金払い	現金払い	現金払い
お問い合わせ	078-671-2521	078-857-6791	078-922-6886

## 2. 受入基準

	藤定運輸(株)	大栄環境(株)	(株)萩原林業
受入可能な もの	樹木の枝葉、幹	樹木の枝葉、幹	樹木の枝葉、幹
受入可能な サイズ	制限なし	制限なし	制限なし
受入できない もの	金属類、プラスチック類、ガラス類、紙類、ゴム類、土・石類、草類、樹木の 根 など		

※ 上記以外の詳細は、各社へ直接お問い合わせください。

## 提出書類一覧表

番号	提出書類	部数	様式	提出期限
1	業務責任者設置通知書(注1)	1	様式1	契約締結後5日以内
2	内訳明細書(注1)	1	◆	契約締結後14日以内
3	施工計画書(注1)	1	◆	契約締結後速やかに
4	月間予定表、週間予定表(注1)	1	任意	仕様書に記載のとおり
5	業務記録写真(注2)	1	仕様書に定めるとおり	市の指示した日
6	作業日報	1	任意	市の指示した日
7	安全管理点検表	1	様式2	市の指示した日
8	官公庁への手続き書類(写し)	1	—	市の指示した日
9	剪定枝、ごみ等の処分に関する計量票(写し)(注3)	1	任意	市の指示した日
10	再委託(下請負)承諾申請書	1	市から提供	仕様書に記載のとおり

※ 上記の書類は、業務担当課へ提出すること

※ ◆印の書類の様式については「神戸市土木請負工事必携(令和6年10月)および「神戸市土木工事書類作成マニュアル(令和5年10月1日)による

※ 安全・訓練等の実施については施工計画書に具体的計画を記載し、実施状況の記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示すること

※ 注1の書類については、原則、pdf形式などのデータで提出すること  
(データでの提出が難しい場合は紙での提出も可とする)

※ 注2の書類については、市の求めに応じて原本、原データを提出すること

※ 注3の書類については、計量票の原本を市に提出の上、監督員の確認印を得ること。

業務責任者設置通知書 ( 当初 変更 )

業 務 名	
契約締結日 令和 年 月 日	完成期限 令和 年 月 日
請負金額	
業務責任者 氏名	(変更する場合はその理由: )
上記のとおり、業務責任者等を選任しましたので通知します。	
令和 年 月 日	
神戸市長 あて	
請負人	
所在地	_____
代表者名	_____

安全管理点検表

(様式2)

※請負人は現場状況等に応じて積極的にチェック項目を増やし、安全管理の徹底に役立てること

業務名：		点検日時： 令和 年 月 日 ( )
請負人：		点検者名：
チェック項目		請負人による点検結果
安全管理体制ほか	業務責任者が巡視を実施し、安全管理点検表で市に報告している。	
	業務責任者が作業の実施状況を直接確認し、指揮指導できる体制をとっている。	
	作業日毎に当日の作業内容及び予想される危険等について具体的に作業員まで説明し周知徹底を図っている。	
	機具・工具の点検、救急箱の確認を実施している。	
	駐車車両に車止措置を行っている。	
	作業従事者が適切な服装を着用している（保護帽、保護メガネ等を含む）	
	立入禁止措置、危険箇所等の明示を行っている。	
	安全に作業できるよう、スペースを確保している。	
草刈	十分な広さ、強度の遮蔽物（シート等）を使用している。	
	刈払機を覆い囲むように草刈箇所の直近に遮蔽物を使用している。	
	飛散しにくい草刈刃（飛び石軽減タイプ）を使用している。	
その他	通行車両および歩行者から見えやすい場所に、作業内容・発注者名・請負人名を記入した工事標示板を掲示している。	
	緊急連絡先（警察、消防、病院、官公庁等）を記載した書面を携帯している。	
	作業に関する許可証（道路使用許可等）を携帯している。	
	道路使用許可証のとおり交通誘導員、保安施設を設置している。	
	作業後に現場の清掃を行っている。	
改善事項		

※評価は A(良)、B(可)、C(不)、-(該当なし)で行う。

こんな花を見かけませんか？

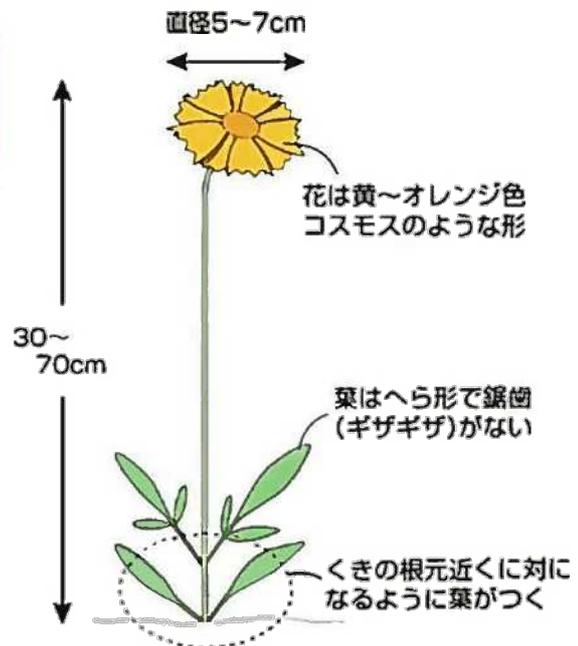


**「オオキンケイギク」**という名の  
外来の植物です!!

## オオキンケイギクは きれいな花ですが…

繁殖力が強い外来種で、河原等で在来の(昔から日本で生育している)野草の生育場所を奪ってしまうことがあります。生態系への影響が大きいとみなされているため環境省が外来生物法で「特定外来生物」に指定しており、栽培や持ち帰り等を禁止しています。

きれいだからといって、栽培することのないようにご注意ください。



- 花が咲くのは5月から7月
- 道路の法面、道端、河原等で見られる

## オオキンケイギクが気になるときは…

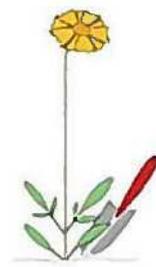
地域活動としてオオキンケイギクの除去を進めることもできます。  
防除を始める際は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

通常の草刈りと同じ刈り取りも可能ですが、多年草ですので、根から抜き取ると、より効果的です。

※処分の際は、すぐに袋に詰めるなど、種子等がこぼれないよう注意してください。



刈り取りは根元から



抜き取りの際はスコップがあると便利

# アルゼンチンアリの見分け方

都市部の公園、庭、民家周辺などで見られる日本在来のアリは10数種類ほどです。  
それらとアルゼンチンアリは以下の手順で区別します。

● 体の色は茶色である。

Yes  
茶色（赤褐色～黒褐色）



No  
黒～灰色 or 橙色～黄色



※ごく稀に黒っぽいアルゼンチンアリがいるので注意！



● 体の大きさは2.5～3.0mm程度である。

実物大 Yes  
2.5～3.0mm



実物大 No  
8mm以上 4mm 2mm以下



※1匹では分かりにくいので、リーフレット外周の実物大行列と比べてみてください

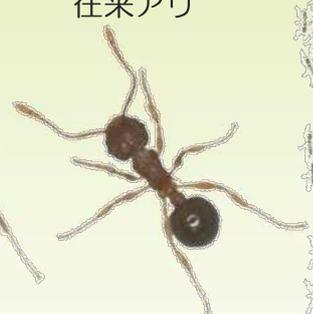


● 体はスマートである。

Yes  
スマート



No  
ずんぐり

ここまで来れば残り 2～3種類！

**アルゼンチンアリ**

外来アリ

「つや・赤み」が弱い  
色の濃淡なし  
くびれ目立たない  
働きアリ（約8倍）

**御用**

- ①全身ほとんど色の濃淡がない
- ②肉眼では腰のくびれは目立たない
- ③体の「つや」が弱い
- ④体色に赤みがない
- ⑤脚の長さは目立たない
- ⑥行列に頭の大きな兵隊アリはいない
- ⑦建物の中まで行列が入る
- ⑧数が多い時には行列が帯状になる
- ⑨高速でせわしく歩く

※リーフレットの外周が実物大の行列

最後はじっくり観察です。

**オオズアリ** 実物大の行列

在来アリ

「つや・赤み」が強い  
くびれ目立つ  
働きアリ（約8倍）

- ①頭と腹が胸より色が濃い
- ②肉眼で腰のくびれが目立つ
- ③体の「つや」が強い
- ④体色の赤みが強い
- ⑤脚の長さが目立つ
- ⑥行列に頭の大きな兵隊アリが混じる
- ⑦建物内まで行列は入らない
- ⑧行列は線状
- ⑨比較的ゆっくり歩く

**トビロシワアリ**

在来アリ

働きアリ（約8倍）

- ④体色は黒っぽい（※ほぼ黒いアリなので通常は体色で区別できませんが、茶色っぽいものもいるので注意！）
- ⑦建物内まで行列は入らない
- ⑧行列は線状
- ⑨比較的ゆっくり歩く

実物大の行列



# 侵入種！アルゼンチンアリ

アルゼンチンアリは、南米原産のアリで人間の交易に附随して、ここ100年ほどの間に世界中に広がった侵略的外来生物の一つです。日本では1993年に広島県廿日市市で最初に発見され、その後、山口県岩国市、柳井市、広島市、兵庫県神戸市、愛知県田原市などへ分布を広げています。侵入地では、在来アリを駆逐するなど生態系への影響が心配されるほか、頻繁に家屋内へ侵入し、食品に群がったり、布団の中にまで入り込んで安眠を妨げたりと衛生害虫として大きな問題になっています。このため、外来生物法の「特定外来生物」に指定され、防除方法が検討されています。

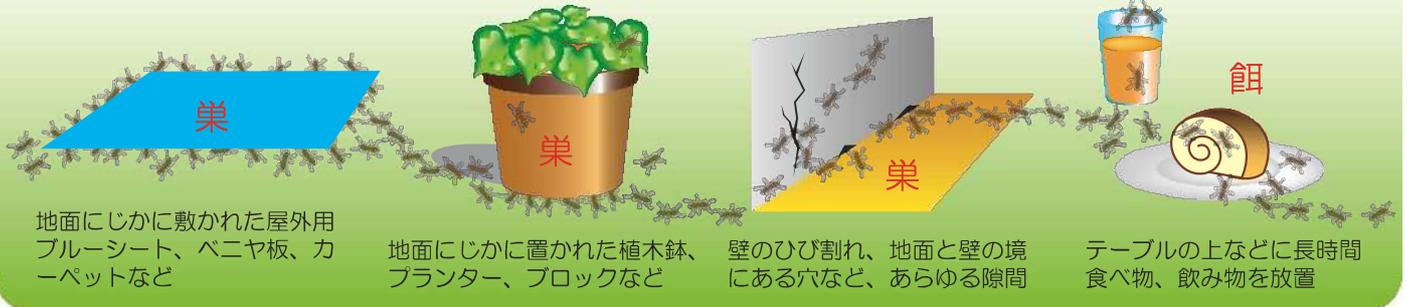


## ★アルゼンチンアリの防除について★

アルゼンチンアリは、連続した複数の巣の中に女王アリがたくさんいる「多女王多巣制」という巨大な社会をつくり、旺盛な繁殖力でどんどん増えていきます。これまで世界中の侵入地で防除が試みられてきましたが、未だ完全駆除に成功した国はありません。このため、現時点で根本的な防除法は紹介できませんが、アリが集まりやすい環境をなくすことと、各種殺虫剤を効果的に組み合わせることで、家屋内への侵入はかなり防ぐことができます。

### ①アリが集まりやすい環境をなくす

下の絵の左3例はアリが巣を作るきっかけとなる場所を与えています。ポイントは、地面にじかに物を置かず立て掛けるか台の上に置くことです。また、食べ物をテーブルの上などに長時間放置しないようにしましょう。



### ②殺虫剤の種類と使う際の留意点

現在市販されているアリ用殺虫剤には、その形状によって大きく以下の4種類に分けられます。それぞれに長所、短所がありますので、アリの発生状況と目的によって、使い分けまたは組み合わせると効果的です。

**屋内・屋外**

**エアゾール型**

長所：目の前のアリに即効性がある。  
短所：巣の中のアリまでは防除困難である。

【留意点】

- 顔などに誤噴射しないように注意する。
- 廃棄時は穴をあけて、ガス抜きを忘れずに。
- 子供の手の届かない冷暗所に保管する。

**液体型**

長所：目の前のアリに即効性があるほか、遅効性のタイプもある。  
短所：家屋内で使いにくい。

【留意点】

- 水系に流入しないよう注意が必要である。
- 散布時に飛散した液が目に入らないよう注意する。
- 手などにかかった場合はよく洗う。
- 揮発成分の含まれるものは吸入に注意する。
- 子供の手の届かない場所に保管する。

**主に屋外**

**粉末型**

長所：殺虫成分を含むものもあるが持続的な忌避効果が期待できる。  
短所：薬剤自体が目立つ。

【留意点】

- 水系に流入しないよう注意が必要である。
- 散布時に飛散した微粉末の吸入に注意する。
- 乳幼児やペットの誤食予防措置が必要である。
- 子供の手の届かない冷暗所に保管する。

**主に屋外**

**屋内・屋外**

**ベイト(餌)型**

長所：設置が簡単。環境への負荷が極めて少ない。巣のアリを駆除できる。  
短所：遅効性なのですぐに効果が実感できない。

【留意点】

- ケースの破損によるベイトの飛散に注意する。
- 乳幼児やペットの誤食予防措置が必要である。
- アルゼンチンアリには液体またはゼリー餌タイプを使用する。



サクラ・モモ・ウメ  
からのSOS

# クビアカツヤカミキリのフラスを 見つけて知らせてください！

特定外来生物クビアカツヤカミキリの幼虫はサクラやモモ、ウメの木の中に住んでいます。

幼虫は木の中を食べて、木を弱らせて枯らしてしまいます。

放っておくとクビアカツヤカミキリはたくさん卵を産んで増え、次々に木を弱らせてしまうので、早く虫を見つけて木を守ったり、この虫が他の場所へ広がらないようにしないとけません。



じつぶつだい  
実物大

せいちゆう  
成虫

体長：約2～4cm  
胸が赤いのがポイント！



じつぶつだい  
実物大

ようちゆう  
幼虫

体長：最大約4cm  
木の中を食べて進んで育つ

## フラスを見つけよう！

幼虫は「フラス」という木くずと幼虫のうんちが混ざったものを、木の外にたくさん出します。

そうめん・うどんのような形をしている  
※地面に落ちたり、雨風が当たる等で形がくずれていることもあります。



じつぶつだい  
実物大

成虫は5～8月にしか見られませんが、フラスは一年中見ることができ、

クビアカツヤカミキリを早く見つけるための大切な手がかりです。

こんなところにあるぞ！  
クビアカツヤカミキリのフラス

身近な道路や公園、学校、お家の庭などにある木に、下の写真のような木くずを見つけたら裏面でさらに詳しい見分け方をチェック！



木の根元



木の幹



樹液と一緒に

クビアカツヤカミキリのフラスかも？と思ったら！

つうほうよう  
通報用フォームへ

通報用フォーム、メール (Shizenchoujuu@pref.hyogo.lg.jp)、電話のいずれかで、速やかに兵庫県自然鳥獣共生課またはお住まいの自治体窓口に知らせてください！



※成虫や死体を発見した場合もお知らせください。

# クビアカツヤカミキリのフラス 見分け方

## ①フラスの形は、まん丸なボール状？



提供：(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所

いいえ

- ・そうめんやうどんのような細長い形
- ・大きなかたまり
- ・くずれて元の形が分からない

はい

スカシバガの仲間のフラス  
ボールのようにまん丸な  
小さなツブをたくさん出す

## ②崩してみると、細長い形(繊維状)の木くずが多い？



いいえ

クビアカツヤカミキリのフラス  
ポテトチップスやコーンフレークのような、丸くて薄い形の木くずがたくさん見られる

はい

ほかのカミキリムシのフラス  
細長く削られた木くずがたくさん見られる

## クビアカツヤカミキリのフラスかも！？

クビアカツヤカミキリはサクラ・ウメ・モモ等のバラ科の木を好みます。木の種類が分からなくても、フラスに①②の特徴があれば、お知らせください。



身近にあるサクラを  
チェックしてみてね

通報用フォーム、メール (Shizenchoujuu@pref.hyogo.lg.jp)、電話のいずれかで、速やかに兵庫県自然鳥獣共生課またはお住まいの自治体窓口にご知らせください！

通報用フォーム↓

・発見した日、発見した場所、どうやって発見したかをお知らせください。

・できれば、写真を撮ってください。(スマホでもOK！)

※クビアカツヤカミキリを生きのまま持ち運んではいけません。

・死んでいる個体を見つけた場合もお知らせください。



在来種「ゴマダラカミキリ」ではありません

# ツヤハダゴマダラカミキリにご注意ください！

幼虫が道路や公園等の樹木（アキニレ等）を食害し枯死させます。

見分けポイント！

はねのつけねがツヤツヤ



はねのつけねがデコボコ



↑ 実際の大きさ  
体長約 2 ~ 3.5 cm

フラス（幼虫のフンと木くずが混ざったもの）

高い枝から  
こんな木くずが出ていたら  
要注意！

この虫は**特定外来生物**で、

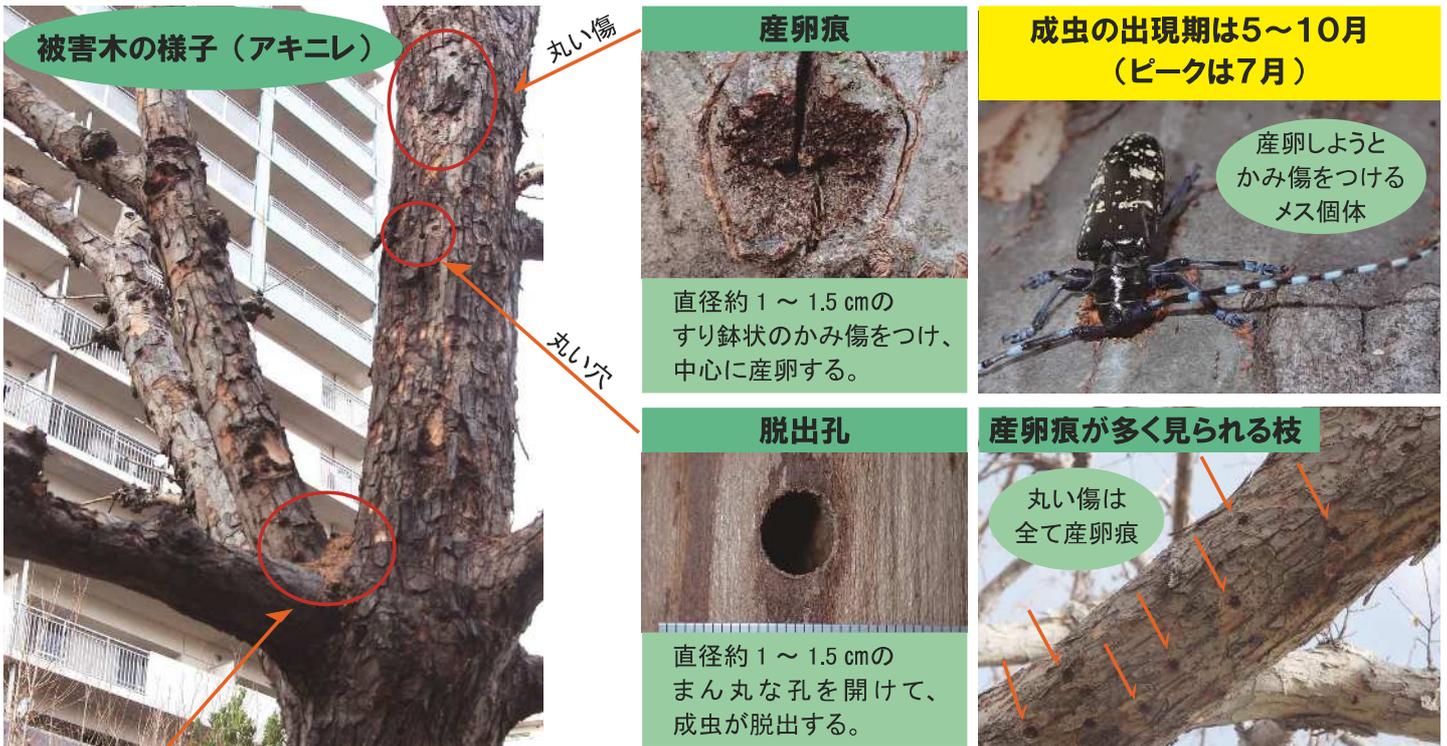
飼育や生きたまま持ち運ぶことが禁止されています

神戸市環境局自然環境課 078-595-6216

兵庫県自然鳥獣共生課 078-362-3389

## ツヤハダゴマダラカミキリとは？

道路や公園の樹木（日本国内では主にアキニレ等）、植林、果樹等を加害するカミキリムシで、特定外来生物に指定されています。



これらの産卵痕、脱出孔、フラスが樹木の上部(高さ2m以上)の幹や枝に多く見られる場合は、ツヤハダゴマダラカミキリに加害されている可能性が高いです。

- 被害** 幼虫が主にアキニレ、その他カツラ、トチノキ、エンジュ、ポプラ等の樹木を食害し枯死させます。
- ・ 枯死により、落枝や倒木による人的被害が発生する危険性があります。
  - ・ 今後他の樹種にも被害が広がる可能性があります。

**兵庫県内での状況** 2020年に神戸市（六甲アイランド）、2023年に西宮市（西宮浜）で発生が確認されています。

六甲アイランド情報交流センター（六甲ライナー アイランドセンター駅 1階）に設置した「カミキリポスト」による対策にご協力ください。（期間 6月1日～8月31日 休館日：8月14日～17日）

- ・ ツヤハダゴマダラカミキリを捕まえたら、空のペットボトルに入れ、しっかりと蓋をして、カミキリポストまでお持ちください（※）。
- ※ ツヤハダゴマダラカミキリは生きたまま持ち運ぶことを禁止されていますが、神戸市は「六甲アイランドにおけるカミキリポストによる成虫の防除」について環境省の確認を受けています。このため六甲アイランド内ではカミキリポストによる対策が可能です。

スマホアプリ「Biome」を使った市民参加型の生き物調査を行います。（期間 6月1日～8月31日）

- ・ ツヤハダゴマダラカミキリを含む15種類が調査の対象種になっています。ぜひご参加ください。

自敷地内の被害木の伐採等の対策を検討されている場合には、神戸市にご相談ください。

神戸市環境局自然環境課 078-595-6216  
兵庫県自然鳥獣共生課 078-362-3389